

保育所等における対策の強化

県内の保育所等においてクラスターが発生するなど、保育施設等の子どもたちとその家族等において感染が拡大していることから、子どもたちの感染を重点的に抑え込むため、2月4日付けで、市町村を通じて保育所等に対し、具体例を挙げて感染リスクが高まる状況を回避するよう、感染防止対策の更なる強化・徹底について注意喚起を行ったほか、保育関係4団体に対し協力を依頼。

1 対象施設等

保育所、認定こども園、地域型保育事業、特例保育（へき地保育所）、認可外保育施設、児童厚生施設及び放課後児童クラブ

2 感染防止対策の留意事項（例示）

- (1) 職員や園児に発熱等の症状がある場合は、出勤しない・させない、利用を断る・控える取扱いを徹底
- (2) 年長児等マスクの着用が可能な園児には、可能な限りマスク（不織布マスク）を着用
- (3) トイレの後、遊びや食事等の前後など、手洗い・手指消毒を徹底
- (4) タオルやおもちゃ、絵本等の共用を禁止し、物品や施設内外のこまめな消毒を実施
- (5) 遊びや給食、行事等の活動も一斉や合同ではなく、時間差や分散して、クラス毎や少人数単位で実施
- (6) 密集して大声を上げる合唱等の飛沫が多く飛ぶ活動は控える
- (7) 密集・密接して集まる朝の会は控える
- (8) 午睡時は、広めの部屋で十分な間隔を確保
- (9) 早番・遅番時は、広めの部屋で保育
- (10) 送迎バスの利用時も、園児の座る席を特定し、車内換気を行う
- (11) 行事を実施する場合は、基本的な感染防止対策をより一層徹底

<参考>

幼稚園等に対しては関係部局において同様に通知を行っている。